

とちぎ薬物乱用防止推進プラン

（3期計画）素案

概要版

2026～2030

令和7（2025）年12月  
栃木県

# 第1章 計画の策定

## 1 計画策定の趣旨

県では、平成27（2015）年6月に「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」（平成27年第31号。以下「条例」という。）を制定するとともに、条例に基づく施策や基本的な考え方を示すため、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度の5か年計画である「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）」（以下「2期計画」という。）を策定し、総合的な薬物乱用防止対策を推進してきました。

このような中、本県において、大麻事犯の検挙人員の約6割を30歳未満が占めるなど、全国の状況と同様に若い世代の大麻乱用の拡大が深刻な問題となっており、若い世代への大麻乱用対策の充実が必要です。県内の覚醒剤事犯の検挙人員は、減少傾向にあるものの、検挙人員の半数以上が再犯者となっていることから、関係機関が連携した息の長い支援を一層強化することが必要です。

また、制度面においては、75年ぶりに大麻取締法が改正され、令和6（2024）年12月から大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」として禁止規定及び施用罪による罰則が適用される等の規制強化が図られました。

薬物乱用をめぐるこうした情勢を踏まえ、更なる対策の充実を図るため、「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）」（以下「3期計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、条例第6条の規定により、薬物乱用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の薬物乱用の防止に関する基本的な計画を定めるものです。

また、この計画は、栃木県重点戦略「（仮称）とちぎ未来創造プラン」、医療法に基づく「栃木県保健医療計画」、障害者基本法に基づく「とちぎ障害者プラン21」、依存症対策全般に係る県の指針として策定した「栃木県依存症対策推進計画」、教育基本法に基づく「栃木県教育振興基本計画」、栃木県青少年健全育成条例に基づく「とちぎ青少年プラン」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「第2次栃木県再犯防止推進計画」、国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」と調和のとれたものとなっています。

## 3 計画の期間

この計画は、令和8（2026）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年度とする5か年計画とします。

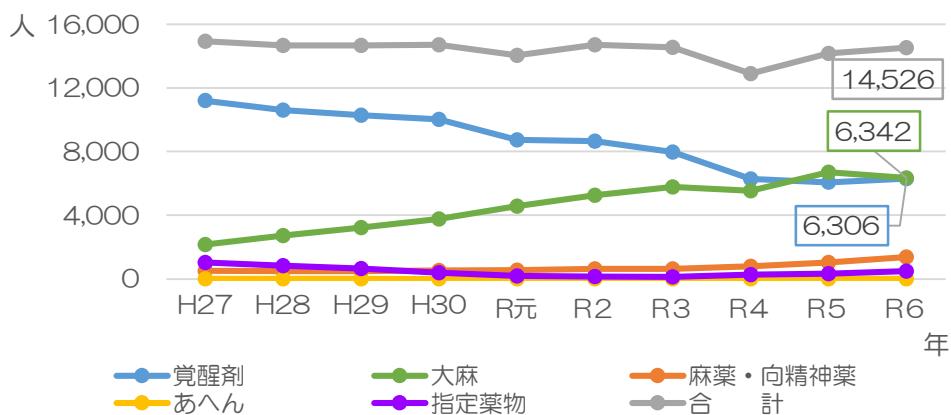
なお、今後の社会情勢などの変化に対応した適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 第2章 薬物乱用をめぐる現状と課題

### 1 薬物事犯等の状況

#### 1 薬物事犯検挙人員

令和6（2024）年の全国の薬物事犯検挙人員は14,526人であり、依然として1万人を超える高い水準で推移しています。また、令和5（2023）年においては、国内における大麻事犯の検挙者数が過去最多を更新するとともに、統計開始後初めて覚醒剤事犯の検挙者数を超える、大麻乱用期の渦中にある状況です。

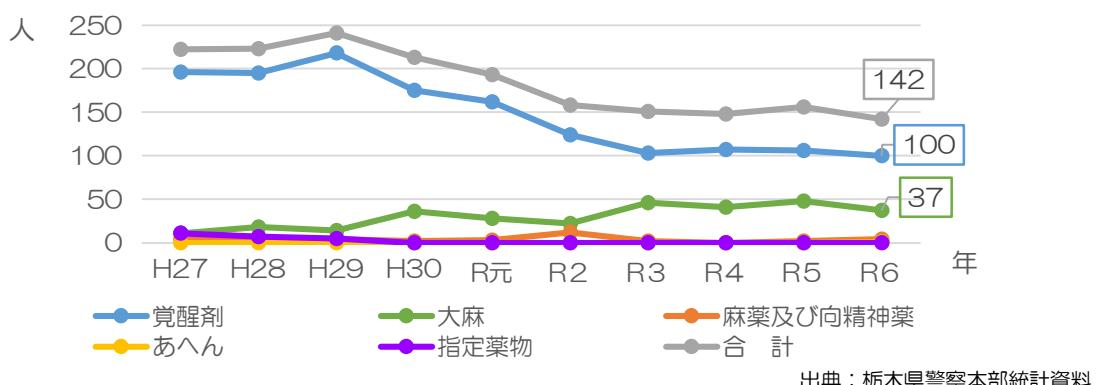


出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料及び栃木県警察本部統計資料

図1 薬物事犯による検挙人員の推移

#### 2 薬物事犯検挙人員（栃木県）

本県の令和6（2024）年の薬物事犯検挙人員は142人であり、近年は150人程度で推移しています。全国の状況とは異なり、覚醒剤事犯の検挙者数が、全体の約7割を占めていますが、ここ数年は、大麻事犯の検挙者数が増加傾向にあります。

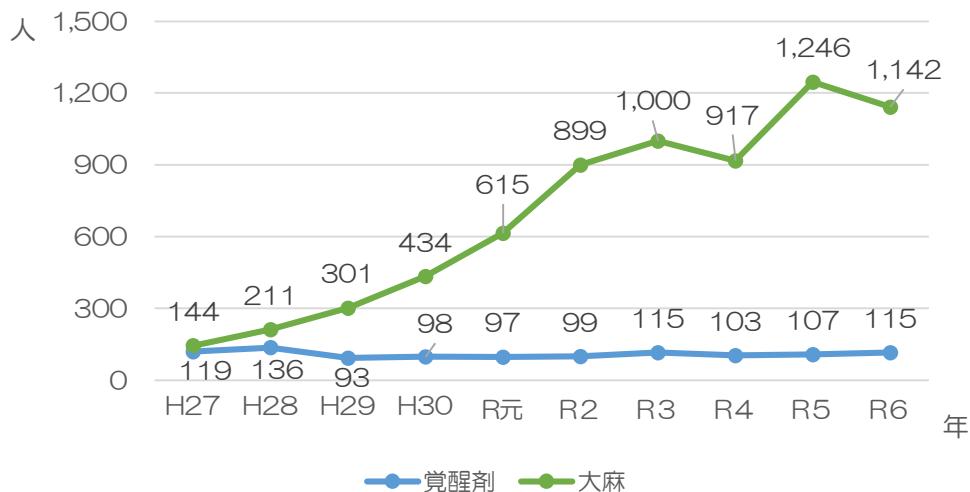


出典：栃木県警察本部統計資料

図2 薬物事犯による検挙人員の推移（栃木県）

### 3 未成年者薬物事犯検挙人員（全国）

全国の薬物別未成年者薬物事犯の検挙人員は、平成27（2015）年以降、大麻事犯による検挙者数が急増しており、令和6（2025）年では平成27（2015）年の約8倍となっております。

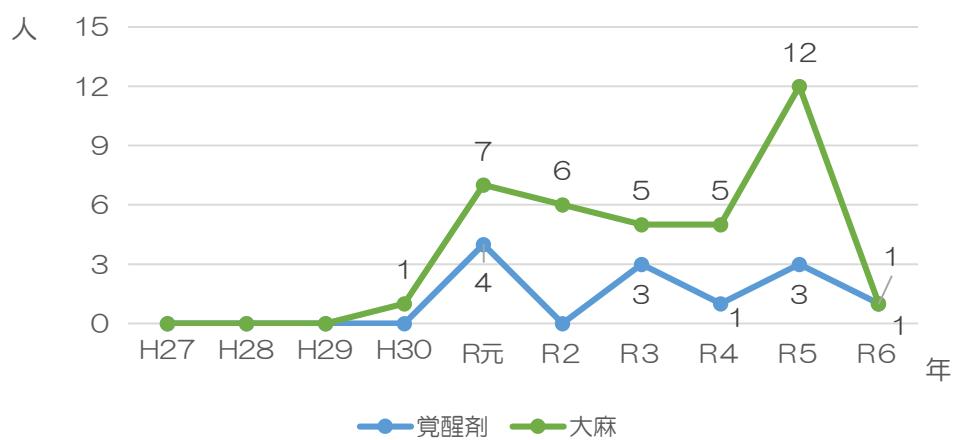


出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料

図3 薬物別未成年者薬物事犯検挙人員の推移（全国）

### 4 未成年者薬物事犯検挙人員（栃木県）

本県の未成年者薬物事犯の検挙人員は、令和元（2019）年以降は、覚醒剤、大麻のいずれの検挙者数も増加傾向にありましたが、令和6年（2025）年は減少しました。

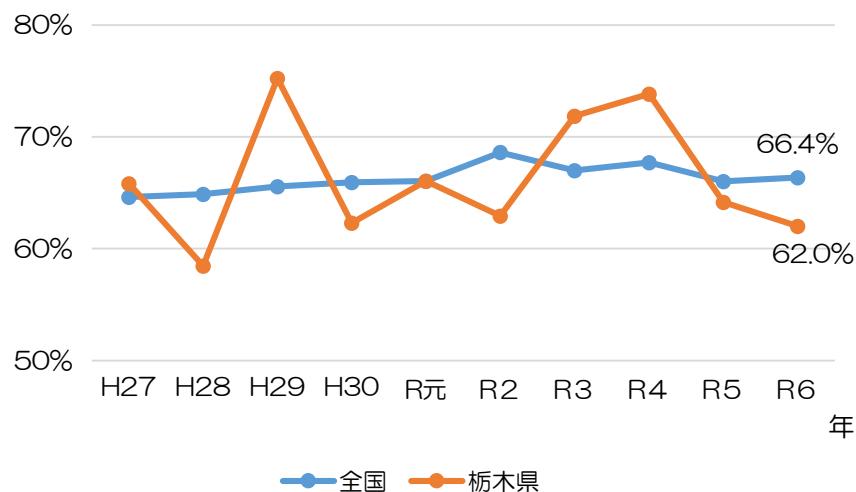


出典：栃木県警察本部統計資料

図4 薬物別未成年者薬物事犯検挙人員の推移（栃木県）

## 5 覚醒剤事犯による再犯状況

近年の全国における覚醒剤事犯による再犯者率は6割以上で推移し、県内でも同様の傾向で推移しています。



出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料及び栃木県警察本部統計資料

図5 覚醒剤事犯における再犯者率の推移

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本目標

社会全体で薬物乱用防止に取り組むことにより、「薬物乱用のない社会」の実現を目指し、県民が健康で、安心して暮らすことができる「とちぎ」をつくります。

#### 「薬物乱用のない社会」の実現

～健康で、安心して暮らすことができる「とちぎ」づくり～

### 2 基本方向

本県における薬物をめぐる現状と課題を踏まえ、基本目標の実現に向けて、4つの基本方向を示し、施策の展開を図ります。

また、4つの基本方向の下に11の取組を定め、具体的な施策を展開します。

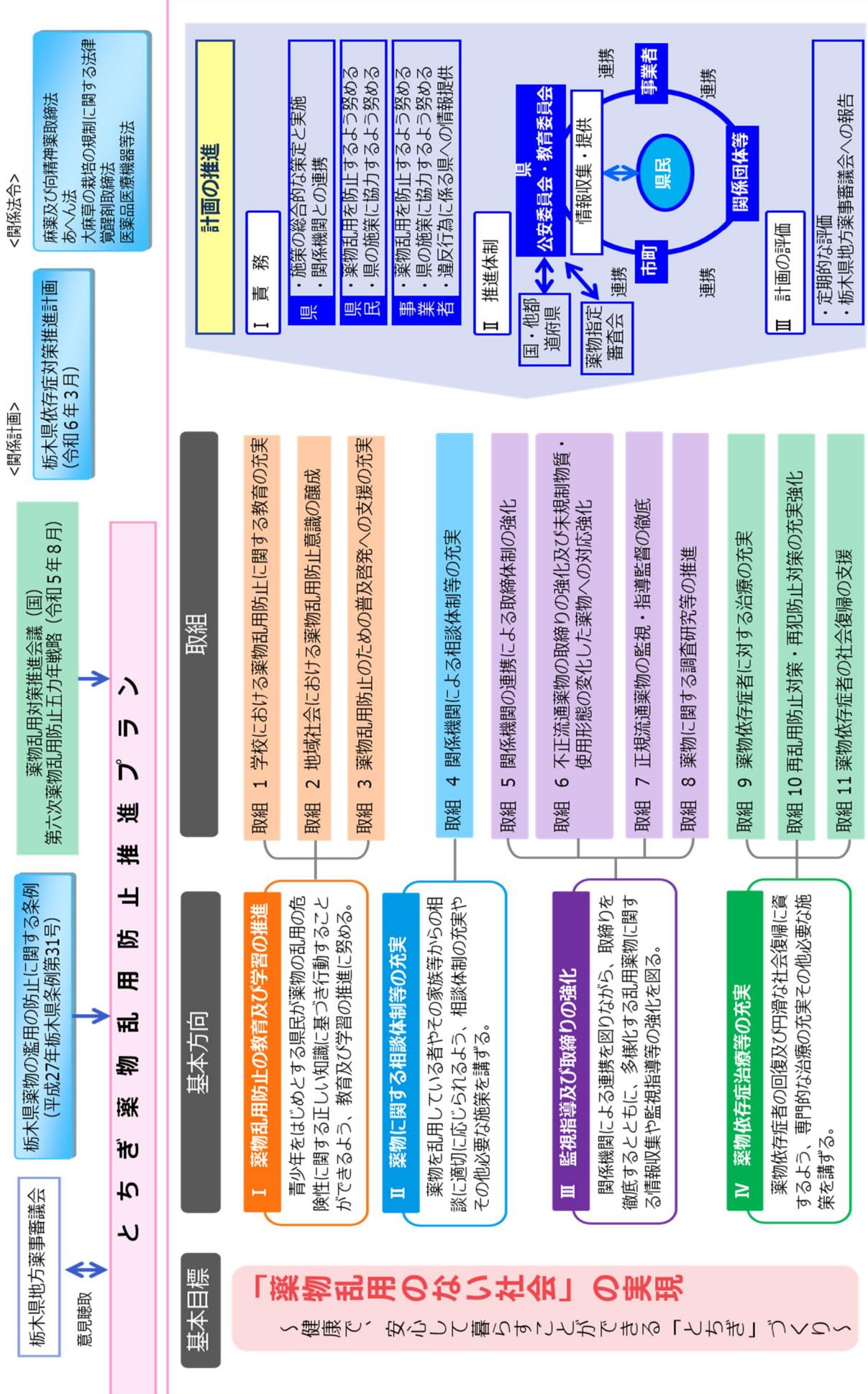
**I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進**

**III 監視指導及び取締りの強化**

**II 薬物に関する相談体制等の充実**

**IV 薬物依存症治療等の充実**

### 3 施策の体系



# 第4章 具体的な施策

## 1 施策一覧

基本方向	取組	施策	関係課
I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進	1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実	児童生徒の薬物乱用防止意識の向上	文書学事課、医薬・生活衛生課、義務教育課、高校教育課、健康体育課、人身安全少年課
		薬物乱用防止教育内容の充実	医薬・生活衛生課、学校安全課、義務教育課、高校教育課、健康体育課
		大学等における学生に対する普及啓発	医薬・生活衛生課
	2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成	地域住民への啓発活動の推進	医薬・生活衛生課、人身安全少年課
		各種運動、キャンペーンによる啓発活動の実施	県民協働推進課、医薬・生活衛生課、義務教育課、高校教育課、健康体育課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
		広報媒体を用いた幅広い啓発活動の推進	広報課、医薬・生活衛生課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
	3 薬物乱用防止のための普及啓発への支援の充実	薬物乱用防止活動を担う人材の育成	県民協働推進課、医薬・生活衛生課、健康体育課
		啓発用資材の充実	医薬・生活衛生課、健康体育課、人身安全少年課
		各啓発活動への積極的な支援	医薬・生活衛生課、健康体育課
II 薬物に関する相談体制等の充実	4 関係機関による相談体制等の充実	迅速かつ的確な薬物相談等の実施	障害福祉課、医薬・生活衛生課、健康体育課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
		相談業務に携わる人材の育成	障害福祉課、医薬・生活衛生課、人身安全少年課
		相談機関の連携強化	障害福祉課、医薬・生活衛生課、義務教育課、高校教育課、人身安全少年課
III 監視指導及び取締りの強化	5 関係機関の連携による取締体制の強化	関係機関相互の積極的な情報共有	医薬・生活衛生課、組織犯罪対策第二課
		関係機関連携による取締りの推進	

基本方向	取 組	施 策	関係課
III 監視指導及び取締りの強化	6 不正流通 薬物の取締りの強化及び未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応強化	組織犯罪対策の推進	医薬・生活衛生課、組織犯罪対策第二課
		犯罪収益対策の推進	組織犯罪対策第二課
		巧妙化する密売方法への対応	医薬・生活衛生課、組織犯罪対策第二課
		薬物乱用者に対する取締りの徹底	医薬・生活衛生課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
		未規制物質等に関する情報共有及び監視指導体制の強化	医薬・生活衛生課、組織犯罪対策第二課
		知事指定薬物の迅速な指定による規制の強化	医薬・生活衛生課
	7 正規流通 薬物の監視・指導監督の徹底	医療機関等への計画的な立入検査の実施	医療政策課、医薬・生活衛生課
		偽造・変造処方箋対策の充実	医薬・生活衛生課
	8 薬物に関する調査研究等の推進	薬物の試験検査体制の強化	保健福祉課、医薬・生活衛生課
		調査研究の推進	保健福祉課、医薬・生活衛生課、経営技術課
IV 薬物依存症治療等の充実	9 薬物依存症者に対する治療の充実	薬物依存症からの回復に向けた薬物再乱用防止教育事業等の実施	障害福祉課、医薬・生活衛生課
		専門医療機関における薬物依存症治療の充実	保健福祉課、医療政策課、障害福祉課、医薬・生活衛生課
		医療機関及び保険者等との連携強化	医療政策課、障害福祉課、医薬・生活衛生課、国保医療課
		教育事業等の効果検証の実施及び今後の支援への活用	障害福祉課、医薬・生活衛生課
	10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化	薬物依存症回復プログラムの充実	
		家族会事業の充実	障害福祉課、医薬・生活衛生課
		医療機関等との連携強化による回復支援	
11 薬物依存症者の社会復帰の支援	薬物依存症者の自立と地域社会への復帰の支援	障害福祉課、医薬・生活衛生課、人身安全少年課	
	薬物依存症に関する正しい理解の促進	障害福祉課・医薬・生活衛生課	

## 2 目標値一覧

取組	目標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	目標値の 考え方
<b>I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進</b>				
1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実	薬物乱用防止教室実施率 ・中学校 ・高等学校	92.3% 87.8%	100%	文科省通知に年1回は当該教室を開催するよう記載があることを踏まえた数値とした。
2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成	薬物乱用防止指導員の活動率	90.6%	100%	県内全域に配置された薬物乱用防止指導員全員の活動を目標値とした。
<b>II 薬物に関する相談体制の充実</b>				
4 関係機関による相談体制等の充実	薬物乱用者本人からの相談件数	278件	380件	薬物乱用者本人であっても気軽に相談できるようこれまでの実績を踏まえた数値とした。
<b>III 監視指導及び取締りの強化</b>				
7 正規流通薬物の監視・指導監督の徹底	正規薬物取扱者等*への立入検査率 ※免許者・許可業者等	33.0%	35.0%	麻薬免許の有効期間が最大3年であることから、有効期間内に1回は検査を実施することとした。
<b>IV 薬物依存症治療等の充実</b>				
9 薬物依存症者に対する治療の充実	薬物再乱用防止教育事業への申込者数(累計)	162人	200人	これまでの事業実績を踏まえ、年間10名程度の申込者の増加を図ることとした。
	薬物再乱用防止教育修了者数(累計)	33人	40人	これまでの事業実績を踏まえ、年間1~2名程度の修了認定を行うこととした。
	専門医療機関数	1施設	3施設	県依存症対策推進計画における目標との整合性を図った。
10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化	薬物再乱用防止教育事業参加者の再犯率(累計)	42%	30%	目標の進捗をより明確にするため、事業に継続して参加する者を対象に再犯率を再計算し、これまでの実績を踏まえた数値とした。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

#### 1 県の推進体制

薬物乱用防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県、教育委員会及び公安委員会は、相互に連携、協力して、薬物乱用防止に関する情報を収集し、整理、分析を行った上で、県民への積極的かつ迅速な情報提供に努めるとともに、調査、指導その他の措置を実施します。

なお、知事指定薬物の指定や、知事指定薬物に指定する前の緊急時の勧告、及び乱用薬物の危険性に関する事項等の調査審議については、栃木県薬物指定審査会で行います。

さらに、薬物乱用に関する県民の意識や行動に関する実態や、県の施策に対するニーズ等を的確に捉え、本計画の着実な推進に努めます。

また、施策の実施に当たっては、国、他の自治体、薬物乱用防止を目的とする団体等との連携を強化します。特に、栃木県薬物乱用対策推進本部本部員の構成機関である国の出先機関における薬物乱用防止に係る施策は、本計画の具体的施策に緊密に関係することから、連携を強化し各施策を推進します。

#### 2 連携の強化

##### (1) 国、他の都道府県との連携

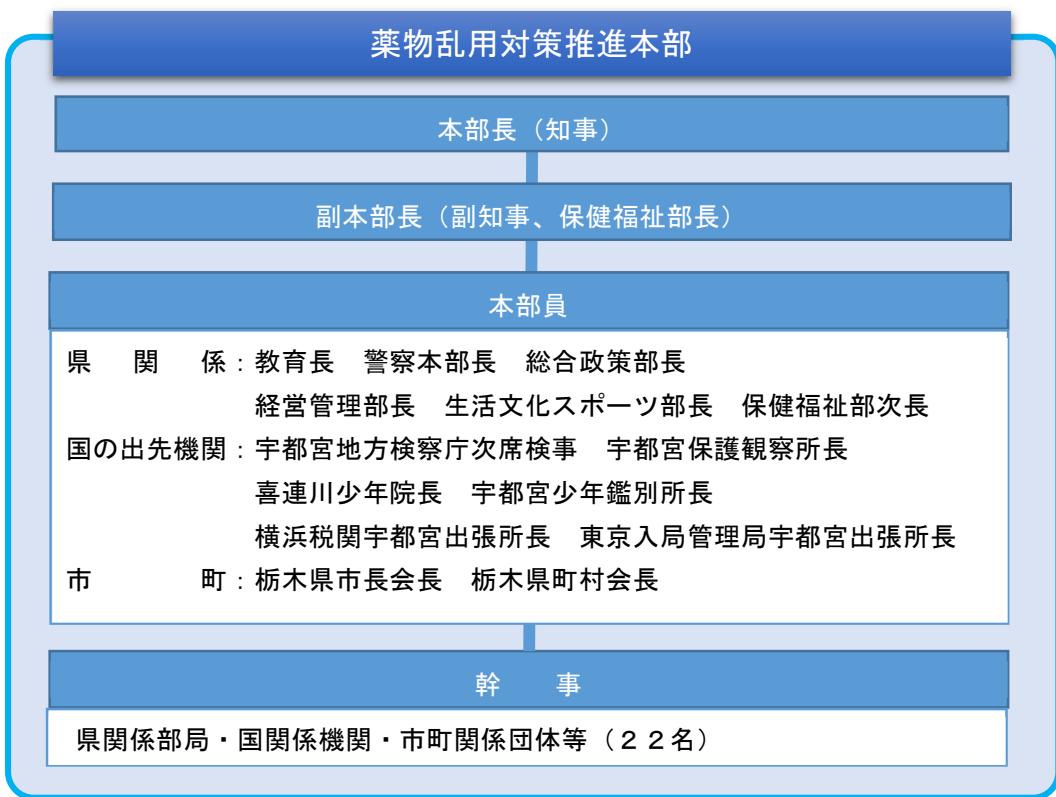
薬物乱用に関する様々な課題は、県としての対応だけで解決できるものばかりではありません。乱用薬物のインターネットでの販売等に見られるように、広域的な対応が求められる課題や、全国的な規制での対応が必要になる問題があることから、国や他の都道府県等との緊密な情報共有のもと、協議、調整等を行い、本計画の着実な推進に努めます。

##### (2) 市町との連携

教育や学習の場や機会の提供、消費者相談等、県民にとって身近なサービスを行う市町との連携、協力のもと、本計画の着実な推進に努めます。

##### (3) 関係団体との連携

本計画における施策を総合的に推進するためには、専門医療等の提供、教育や学習を担う専門知識を持った人材の提供、自助活動や家族会活動の実施など、保健・医療・福祉等関係団体との連携、協力のもと本計画の着実な推進に努めます。



## ② 計画の評価

### 1 定期的な評価

県は、本計画の中間年度である令和10年度に、基本目標の実現に向けて本計画に定めた具体的な施策の取組状況や目標値の進捗状況を確認し、中間評価を行います。

また、中間評価に限らず、毎年度進捗状況の管理を行い、適切な分析、対応を行います。

### 2 栃木県地方薬事審議会への報告等

計画の進捗状況の評価に際しては、関係機関や学識経験者等によって構成される栃木県地方薬事審議会（以下「審議会」という。）において、具体的な施策の取組状況や目標値の達成状況等の分析結果を報告します。

また、計画の策定時や、計画の進捗状況を評価した結果、計画を見直す場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くこととします。